

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類一覧

### 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

#### 提出書類

介護給付費算定届連絡先

(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

(別紙1-2)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

事 項	添 付 書 類
地域区分 【共通】	・なし
施設等の区分 【共通】	・なし
☆LIFEへの登録 【共通】	・なし
夜間勤務条件基準 【共通】	・勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績
職員の欠員による減算の状況 【共通】	※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績
ユニットケア体制 【共通】	①平面図等 ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
共生型サービスの提供 (短期入所事業所) 【共通】	【共生型短期入所生活介護のみ】 ・なし
生活相談員配置等加算 【共通】	【共生型短期入所生活介護のみ】 ①生活相談員の資格証等の写し ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
☆生活機能向上連携加算(Ⅰ) 【共通】	★生活機能向上連携加算に係る届出書(暫定様式)
☆生活機能向上連携加算(Ⅱ) 【共通】	

機能訓練指導体制 【共通】	<p>①機能訓練指導員の資格を証する免許証または資格証の写し(はり師、きゆう師については、実務経験証明書も必要)</p> <p>②機能訓練指導員に任じる辞令の写し、事務分掌表等</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
個別機能訓練体制 【共通】	<p>(注)「機能訓練指導員の加算」と「個別機能訓練加算」の両方の算定を行う場合は、「機能訓練指導員の加算」に係る常勤専従の機能訓練指導員が、「個別機能訓練加算」の機能訓練指導員を兼務することは不可。</p>
看護体制加算(Ⅰ) 【短期入所のみ】	<p>★①看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)</p> <p>②看護師の資格を証する免許証の写し</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
看護体制加算(Ⅱ) 【短期入所のみ】	<p>★①看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)</p> <p>②看護職員の資格を証する免許証の写し</p> <p>③24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し)</p> <p>④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
☆看護体制加算(Ⅲ)・(Ⅳ) 【短期入所のみ】	<p>看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の添付書類に加え、</p> <p>⑤中重度者受入要件算定表(別添)</p>
医療連携強化加算 【短期入所のみ】	<p>・連携を確保していることが分かる協力医療機関との契約書の写し</p>
夜勤職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ) 【短期入所のみ】	<p>★①夜勤職員配置加算算定表</p> <p>②夜勤職員配置加算算定表(別紙)</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>

<p>☆夜勤職員配置加算(Ⅲ)・(Ⅳ) 【短期入所のみ】</p>	<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)の添付書類に加え、 ④喀痰吸引等の特定行為を行うことができる資格を証する書類の写し(喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置する場合) ⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録通知書の写し</p>
<p>☆テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係) 【短期入所のみ】</p>	<p>★テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙22) *夜勤職員配置加算に係る見守り機器の導入</p>
<p>若年性認知症利用者受入加算【共通】</p>	<p>・なし</p>
<p>送迎体制 【共通】</p>	<p>①送迎車両に係る「車検証」「写真」 ②外部委託している場合は契約書 等</p>
<p>療養食加算 【共通】</p>	<p>・(管理)栄養士の資格証の写し</p>
<p>☆認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【共通】</p>	<p>【(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】 ★①認知症専門ケア加算に係る算定要件確認表(暫定様式) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③認知症介護実践リーダー研修修了証の写し 【(Ⅱ)の場合】 ④認知症介護指導者研修修了証の写し</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表 ③介護福祉士登録証の写し ④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※備考欄等で介護福祉士が誰か分かるように記載してください。 ※常勤換算数の算出根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p>

<p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)算定表 ③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※常勤換算数の算出根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【共通】</p>	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ②サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 ③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表[別紙] (または職員の勤続年数がわかる書類) ④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※備考欄等で3年以上勤務者が誰か分かるように記載してください。 ※常勤換算数の算出根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p>
<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 【共通】</p>	<p>・なし</p>
<p>介護職員処遇改善加算 【共通】</p>	<p>○算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算【共通】</p>	<p>○算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>

(注)

1. ☆印は、創設された加算あるいは算定要件が変更された加算
2. ★印は、新たな様式または変更した様式
3. 既存の加算を新たに算定する場合等についても、今回改正に伴う項目と併せて届け出てください。

4. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、加算要件が満たされなくなった日または月から加算の算定は行わないでください。
5. 重複する添付資料は、1部のみ提出してください。
6. 上記の添付書類および様式については、厚生労働省からの正式な通知等が示されるまでの暫定様式等であり、今後正式な通知等が発出された際に、提出書類の追加・差し替え等が必要になる場合がありますのでご了承ください。